

岐阜県公報

号外(二) 令和元年七月四日

目次

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 一
- 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に關し 支出することができる金額の制限額 (同) 二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和元年七月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 令和元年7月3日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,684,996人
- 2 総数の50分の1の数 33,700人
- 3 総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

310,625人

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	340,370	113,457
大垣市	147,989	49,330
高山市	75,558	25,186
多治見市	93,558	31,186
関市・美濃市	90,789	30,263
中津川市	65,551	21,851
瑞浪市	31,301	10,434
羽島市	55,937	18,646
恵那市	42,430	14,144
美濃加茂市	42,697	14,233
土岐市	48,632	16,211
各務原市	121,855	40,619
可児市	95,116	31,706
山県市	23,034	7,678
瑞穂市	42,757	14,253
飛騨市	20,651	6,884
本巣市	43,054	14,352
郡上市	35,405	11,802

下田市	27,707	9,236
海津市	29,415	9,805
羽島郡	39,262	13,088
養老郡	24,444	8,148
不破郡	28,531	9,511
安八郡	20,075	6,692
揖斐郡	56,960	18,987
加茂郡	41,918	13,973

岐阜県選挙管理委員会公告第二十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による令和元年七月二十一日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に關し支出することができらる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和元年七月四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

四、六、五、四